

特別支援事業に関する要望および提案

H22.9.10

広汎性発達障がい、自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、LD など、発達障がいと呼ばれる子どもたちにかかわる療育や教育の課題は年々増大しています。その対応策に関しては自治体ごとに大きな開きがあります。就学前の子どもたちへの療育や相談は、どこの自治体にも専門の施設がありますが、就学、特に通常学級に進んだ子どもや保護者への支援はそこで途切れてしまうことを多くの保護者は指摘しています。適切な指導や対応は、子どもたちだけではなく指導に当たる職員の負担を軽減することができます。発達障害の子どもたちが、二次障害を起こすことなく健やかに成長し、社会に適応していけるような、切れ目のない支援の仕組みを、特別支援事業を展開する NPO 法人や市民団体を活用しながら整えていただきたいと思います。

1. 放課後のサポートを行う場所の確保（発達障がい児のための学習塾など）

特別支援学校・学級に通う子どもたちが放課後に通える学習塾・サポート教室などの整備

2. 人材育成

特別支援事業に携わる指導員・講師などのスタッフの育成

3. 「学びの場」の確保

特別支援事業に携わるスタッフがフレキシブルに学べる場の整備

4. 通常学級へのサポート体制の強化

通常学級に在籍しているグレーゾーン児童や通級の必要な児童をサポートする職員の人材育成と人員増加

以上4点の実践はすでに NPO 法人・市民団体で特別支援事業を展開し、専門性を高めながら実績をつくっています。それらの専門性と実績を活用しながらガイドラインの策定が急がれると思います。